

==== 公布された規則のあらまし ====

◇保健師助産師看護師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

保健師助産師看護師法施行令（以下「政令」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- （1） 申請書の様式を定める規定中、引用している政令の根拠条項又は字句を改める。
- （2） その他所要の規定の整備を行う。
- （3） 施行期日は、公布日とする。